

議案第70号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
 条例の整理等に関する条例を定めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
 の整理等に関する条例を次のとおり定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
 条例の整理等に関する条例

(和光市青少年問題協議会条例の一部改正)

第1条 和光市青少年問題協議会条例(昭和33年条例第5号)の一部を次のように改正
 する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改
 正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該
 改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、 <u>任命する。</u></p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 副市長及び青少年関係事務担当者</p> <p>(3) 和光市教育委員会教育長及び委員</p> <p>(4)~(7)(略)</p> <p>(8) 社会教育委員</p> <p>(9)(略)</p> <p>(10) 学識経験者</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>4 委員は、次の各号に掲げる範囲内において市長 <u>が任命又は委嘱する。</u></p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 和光市副市長及び青少年関係事務担当者</p> <p>(3) 和光市教育委員会委員</p> <p>(4)~(7)(略)</p> <p>(8) 社会教育委員長</p> <p>(9)(略)</p> <p>(10) 学識経験者(P T A会長、婦人会長、青年団 <u>長その他)</u></p>

(和光市住居表示整備審議会条例の一部改正)

第2条 和光市住居表示整備審議会条例(昭和44年条例第2号)の一部を次のように改
 正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改
 正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該

改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 市教育委員会教育長及び委員</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 市長は、前項に掲げる者のほか、住居表示を実施する地域の関係者を臨時に委員として委嘱することができる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 市教育委員会委員</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 市長は、前項に掲げる者のほか、住居表示を実施する地域の関係者を臨時に委員として任命することができる。</p>

(和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、和光市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>の給与及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第9条第1項各号(同法第4条第3項第2号又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))、<u>同法第252条若しくは政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定に該当する場合に限る。)</u>の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。)し、解職され、罷免(職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行により罷免された場合を除く。以下同じ。)され、又は死亡した者(これらの基準日において、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、和光市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>の給与、<u>旅費及び勤務時間等</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第9条第1項各号(同法第4条第2項第1号及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項第1号の規定に該当する場合を除く。))の<u>規定に該当する場合を除く。)</u>し、<u>解職され、罷免(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定に該当する場合を除く。)</u>され、又は死亡した者(これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p>

この項前段の適用を受ける者を除く。) についても、同様とする。

2 (略)

第10条 (略)

2 (略)

(勤務時間等)

第10条 教育長の勤務時間等は、教育委員会規則で定める。

第11条 (略)

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
(単位 円)				(単位 円)			
職名		区分	報酬額	職名		区分	報酬額
教育委員会	委員	月額	37,000	教育委員会	委員長	月額	47,000
選挙管理委員会	(略)				委員長代理		40,000
(略)					委員		37,000
				選挙管理委員会	(略)		
				(略)			

(和光市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第5条 和光市総合振興計画審議会条例(昭和46年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員)	(委員)
第4条 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。	第4条 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 市教育委員会の教育長及び委員 (2)~(6) (略) 2 (略)	(1) 市教育委員会の委員 (2)~(6) (略) 2 (略)
--	---------------------------------------

(和光市議会委員会条例の一部改正)

第6条 和光市議会委員会条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>

・ 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中（次項及び第4項において「在任特例期間」という。）においては、第3条の規定による改正後の和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

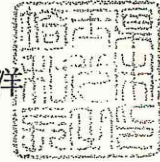
3 在任特例期間においては、第4条の規定による改正後の和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(和光市議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 在任特例期間においては、第6条の規定による改正後の和光市議会委員会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の和光市議会委員会条例の規定は、なおその効力を有する。

平成26年12月4日提出

和光市長 松本 武洋



提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理等したいので、地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議決第 85 号

原案可決

平成26年12月22日

埼玉県和光市議会議長 菅原 満

